

家畜保健衛生だより

令和5年度 第12号

死亡牛BSE検査の対象が4月に変更されます！！

日頃より死亡牛のBSE検査に御理解・御協力くださり、有難うございます。

この度、「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」が一部改正され、令和6年4月1日に施行されます。それに伴い、死亡牛BSE検査の対象が変更されます。

牛を飼育している皆様におかれましては、御理解いただくとともに、検査対象牛が死亡した場合の家畜保健衛生所への連絡・死体搬入に引き続き御協力くださいますよう、お願いいたします。

令和6年4月1日以降の検査対象（主なものを抜粋）

- 興奮しやすい、音・光に過敏に反応するなどの異常を示した牛（全月齢）
- 歩行困難・起立不能を示し、原因を特定できなかった牛（全月齢）

※ 生前に行動変化や症状を示していない死亡牛の検査は、月齢にかかわらず廃止されます。

神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345

TEL 0463-58-0152 FAX 0463-58-5679